# 不作為の因果関係

TUS 法学 | 第87-7 半1例 ①

愛知大学教授

# 岩間康夫

いわま わすせ

#### 最高裁平成元年12月15日第三小法廷決定

(平成元年(あ)第551号: 覚せい剤取締法違反,保護者遺棄致死被告事件) (刑集43巻13号879頁,判時1337号149頁,判タ718号77頁)

# 事実の概要

第一審の認定した事実によれば、被告人は昭和58年5月7日午後11時10分頃、ホテルの客室内でA(女性。当時満13歳)の左腕部に覚せい剤を含有する水溶液を注射したところ、同日午後11時40分頃、Aが頭痛、胸苦しさおよび吐き気等の症状を訴え始め、翌8日午前0時25分頃になると被告人の問いかけに対して正常な応答ができなくなり、その言動にもそれまで以上に異常な点を必られる顕著な錯乱状態を呈するに至り、午前1時40分頃には独力では正常な起居動作等をなしえないほどの重篤状態に陥った。しかし、被告人は医師の診察・治療等を求めたり、ホテル従業員にAの重篤状態を知らせることをせず、Aを客室内に放置したまま同日午前2時15分頃ホテルから立ち去った。Aは同日午前10時40分頃、ホテルの従業員により死亡しているのを発見された。

第一審(札幌地判昭和61・4・11高刑集〔参〕42巻1号52 頁) は、「本件のように不作為による遺棄行為によって Aを死に至らせた場合は、被告人の遺棄行為がなければ Aは確実に死ななかったこと、すなわち、被告人の遺棄 行為と同女の死亡との間の因果関係が証明されなけれ ば、同女の死亡の結果について被告人に刑事責任を問う ことはできないと解すべきところ、……同女は被告人ら が立ち去った後すぐに死亡したのではないかとの疑いを 払拭することができず、さらに、B鑑定及びC鑑定も、 同女が適切な救急措置を受けておれば救命された可能性 を否定することができないとはするものの、……逆に同 女の死亡の可能性も否定できず, 現実の救命可能性が 100パーセントであったとはいうことができないともし ており、そうすると、……被告人の遺棄行為がなく、同 女の異常な言動が発生した後直ちに医師の診察・治療が 求められたとしても同女は死亡したのではないかとの合 理的な疑いが残るといわざるを得ない」として、被告人 の罪責を保護責任者遺棄罪にとどめた。

それに対し、控訴審(札幌高判平成元・1・26前掲高刑集1頁)は、被告人の不保護のゆえにAが死亡したと「刑法上評価されるか否かを判断すべきものであって、鑑定人が医学者の立場から、前記の時間帯のどの時点までに救急医療を施せばAを確実に救命できたかを明らかにできず、100パーセントの救命の可能性を認めなかったからといって、そのことが直ちに右両者の間の刑法上の因果関係を否定すべきことには連ならない」と述べ、「刑法上の因果関係を認めるに十分」との判断を示し、保護責任者遺棄致死罪の成立を認めた(破棄自判)。被告人は上告。

#### 決定要旨

# 上告棄却。

「原判決の認定によれば、被害者の女性が被告人らに よって注射された覚せい剤により錯乱状態に陥った午前 零時半ころの時点において、直ちに被告人が救急医療を 要請していれば、同女が年若く(当時13年)、生命力が 旺盛で、特段の疾病がなかったことなどから、十中八九 同女の救命が可能であったというのである。そうする と、同女の救命は合理的な疑いを超える程度に確実であ ったと認められるから、被告人がこのような措置をとる ことなく漫然同女をホテル客室に放置した行為と午前2 時15分ころから午前4時ころまでの間に同女が同室で覚 せい剤による急性心不全のため死亡した結果との間に は、刑法上の因果関係があると認めるのが相当である。」

### 解説 解説

#### 1 仮定的条件公式

不真正不作為犯の場合, 通常は結果犯であることか ら、実行行為たる不作為と法益侵害等の結果との間に客 観的構成要件要素としての因果関係が要求される。もっ とも,不作為には物理的因果力は存しないから,これに ついて因果関係を肯定するには、思考上の関係によって 満足しなければならない。作為犯の場合、判例およびほ とんどの学説は少なくとも、実行行為がなければ当該結 果が発生しなかったであろうという条件関係の存在を因 果関係を認める前提として要求しているが、不作為の場 合はそれを取り除いても結果は同一の態様により発生し ていることになるため、もし期待された(作為義務を充足 する) 作為がなされていれば、結果は発生しなかったで あろうという, 仮定的条件追加の方法で条件関係(因果 関係)の存否を判定するのが通常である(不作為不法行為 に関する最判平成11・2・25民集53巻2号235頁も参照。他方, 合法則的条件公式によるものとして, 高橋則夫『刑法総論〔第2 版]』[2013] 150頁)。

#### 2 結果回避可能性の程度

その際、期待された作為がなされた場合に、結果の不発生がどの程度の確率で見込まれなければならないのかについては、見解の対立が存しうる(この点の困難性について、高橋・前掲116頁参照)。この点本件第一審は、救命可能性が100%とまでは言えなかったという鑑定結果をも真摯に捉え、条件関係否定の結論を出しているが、その一般的公式は、上に引用したとおり、「被告人の遺行為がなければAは確実に死ななかったこと」であって、「絶対に死ななかったこと」までは要求されていない。しかし第一審は、諸般の事情を総合すれば、救命措置が可能となった時点で直ちに作為義務が履行されたとしても、Aの死亡が回避できなかった合理的疑いが残ると判断したのである。

それに対し、因果関係を肯定した控訴審は医学者の100%までの救命可能性なしという鑑定結果に囚われるべきでないとし、さらに上告審は「十中八九」救命可能ということは救命が「合理的な疑いを超える程度に確実であった」旨を意味するとの理由で、因果関係肯定の判断を支持したが、それ以上の詳論はいずれの審級においても展開されていない。

#### 3 最近の否定例

その後、同じく保護責任者遺棄致死罪の成否が取り扱

われた札幌地判平成15・11・27 (判タ1159号292頁)が、 本件第一審と同様の判示により、不保護行為と死亡結果 との因果関係を否定している。この事件で札幌地裁は当 時の状況から、被告人が被害者の救命のためにとるべき 措置を施した場合、被害者が救命された可能性は相当程 度あったものと認められるが、被告人が速やかに救急医 療を要請するなどとるべき救命措置を施したとしても、 被害者が救急車で病院に搬送される途中に死亡した可能 性を否定することはできないとして、被告人の不保護と 被害者死亡との間の因果関係を否定した(保護責任者遺棄 罪のみ成立)。同様に、東京高判平成23・4・18 (東高刑時 報62巻1=12号37頁)では、被害者を確実に救命できたか どうかについては原審で調べた医師の間で見解の相違が あるが、相当程度の救命可能性があったことについて は、ほぼ一致して肯定する見解を示されたことから、被 告人に保護責任者遺棄罪限りの成立が認められた(古く は盛岡地判昭和44・4・16判時582号110頁等参照。もっとも, 町野朔・警研62巻9号20頁は、以前の下級審裁判例において不 作為の因果性はさほど厳格に考えられてこなかったとまとめて いる)。

# 4 証明の水準に関する議論との区別

上述のように本件の第一審と控訴審・上告審とで因果関係存否の結論が分かれた理由はどこにあるのだろうか。最高裁決定に現れた「十中八九」という言葉は、第一審判決中、上述の救命可能性が100%とまでは言えないとした鑑定人のうち1名の「鑑定によると、5月8日午前1時40分の時点までなら十中八九の高率で同女を助けることができ」たというくだりで登場し、さらに控訴審判決でも、この旨の鑑定結果は十分措信できると判決でも、この旨の鑑定結果は十分措信できると判決でも、この旨の鑑定結果は十分措信できると判決でも、この旨の鑑定結果は十分措信できると判決でも、この旨の鑑定結果は十分措信できると判決でも、この旨の鑑定結果は十分措信できると判決でも、第一審は上述のとおり、たとえるの異常発生後直ちに医療措置が施されたとしてもAが救命されていたか否かに合理的疑いありとの評価に至ったのに対し、控訴審および上告審はそこまでの厳格な態度をとらなかった。

本決定は救命可能性が「合理的な疑いを超える程度に 確実」であったことを要求しているように読めるが、こ の表現は一般に刑事裁判において必要な証明の水準を示 すものとしても用いられている。厳密に言えば、①結果 回避可能性の程度に関する議論(現にドイツでは製造物責 任の場で問題となっている, 岩間康夫『製造物責任と不作為犯 論』[2010] 156頁参照) は、②証明の水準に関するそれと は本来次元が異なるはずである(平野龍一『刑法 総論 I』 [1972] 136頁, 井田良『講義刑法学·総論』[2008] 142頁。詳 しくは、酒井安行「不作為犯における因果関係と『疑わしきは 被告人の利益に』原則」『曽根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀 論文集(止)』[2014] 157頁以下参照)。現に最高裁の民事判例 は「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されな い自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を 総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関 係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、そ の判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確 信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで 足りるものである」と述べ(最判昭和50・10・24民集29巻 9号1417頁 [ルンバール事件]), 両者を区別している (町 野・前掲箇所によれば、本「十中八九」決定は「利益原則」が 条件関係の証明にも妥当することと共に、上記①②の両者に同 ―の証明基準が妥当する旨示したという)。 しか し特に 不作 為の因果関係の場合、そもぞも存在しなかった事実を追 加し一貫して思考・評価により証明しなければならない ため、両者が同一視されがちと言えようか。

# 5 本決定の理解

本件第一審は結局上記①②を通じて上述のような議論 を展開し、本件では因果関係の存在に関する証明がなさ

れていないと判断したと言える(前田・前掲184頁も参 照)。それに対し、控訴審・上告審は、(控訴審の上記判示 は表面上鑑定結果への従属を戒めたように解する余地もある が)、単に①の問題として論じたため、結論にずれが生 じたとの見方も可能であろう。鑑定人の言う「十中八 九」(民事訴訟の証明度に関する議論で用いられることが多い とされる)がどの程度の高率を意味するのかは定かでな いが(ちなみに、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)〔第2版〕』 [2012] 41 頁注19は前掲最判昭和50・10・24〔上掲最判平成 11・2・25も〕予民訴法学上の通説にいう「高度の蓋然性」を 「比喩的な数字としては,80%」と説明している),本決定が 実質的には、②に関し今日有力に要求されている「合理 的な疑いを超える〔差し挟む余地のない〕程度に確実」(最 決平成19・10・16刑集61巻7号677頁はその意義を「反対事実 が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく, 抽象 的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地 があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性が ないと一般的に判断される場合」と若干緩めて説明する)より もさらに低い(すなわち、まさに「十中八九」的80%程度の) 可能性で①としては十分と考え、その結果不作為の条件 関係を認めたと解する余地もあろう(反対,原田國男・最 判解刑事篇平成元年度386頁,内田文昭・平成2年度重判解145 頁, 林陽一・法教118号99頁, 井田・前掲143頁注13, 伊東研 祐『刑法講義 総論』[2010] 101頁, 前田雅英『刑事法最新判例 分析』[2014] 154頁。しかし、本決定は当該基準により因果関 係を否定したものではない)。

ここには回避されるべき結果の定義も関わっている。 この点につき、最決昭和63・1・19(刑集42巻1号1頁-本 書Ⅱ-9事件)は、生育可能性が50%程度の新生未熟児を 放置し、出生の約54時間後に死亡させた医師が「保育 器等の未熟児医療設備の整った病院の医療を受けさせれ ば、同児が短期間内に死亡することはなく、むしろ生育 する可能性のあること」で(直接には被告人の認識内容と して示しているが) 十分とし, 最判平成26・3・20 (裁時 1600号5頁)も、延命が確実であったことから不保護と 死との因果関係を肯定した第一審の判断に特段の異議を 唱えていない (さらに福岡高宮崎支判平成14・12・19判タ 1185号338頁。同旨,原田・前掲箇所,高橋〔則〕・前掲151頁, 平山幹子・本百選 I 〈第6版〉11頁。それに対して、侵害結果 の完全な不発生まで要求する説として、町野・前掲25頁〔ただ し、結果概念の時間的緩和を留保〕。なお、川口浩一「不作為犯 の『因果関係』と客観的帰属」刑法雑誌36巻1号116頁参照)。 そうであれば、たとえ本「十中八九」決定が究極的救命 について額面どおり「合理的な疑いを超える程度に確実 であった」ことを要求していると解しても、その実際的 意義は乏しく、延命可能性によって骨抜きされていると 言わざるをえない。何故なら, 因果関係のためにある程 度の延命可能性で十分なのであれば、それは究極的救命 よりもかなり容易に達成されてしまうからである(町 野・前掲25頁参照)。したがって、上記最決昭和63・1・ 19等をも考慮に入れる限り、不作為の因果関係に関す る最高裁の見解は実質的には危険増加(減少)論へと帰 着するであろう(本「十中八九」決定が危険増加連関を論じ ていると解するのは、山中敬一『刑法総論〔第2版〕』[2008] 241頁。なお、医師の不作為不法行為に関する最判平成12・9・ 22民集54巻7号2574頁〔生存の相当程度の可能性で十分〕も参 照)。「十中八九」=「合理的な疑いを超える程度に確 実」という本決定の公式も上述の意味において理解され るべきである。

#### ●参考文献

本文中に掲記のもの。

rod Fran

# **西法 (三条-四条) 総則 通則**

つ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、 五第百七十六条から第百七十九条まで(強制わいせ び同条第二項の罪の未遂罪

四第百六十七条(私印偽造及び不正使用等)の罪及 係る第百六十一条の二の罪(昭和六二法五二本号改正) 条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に 等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使)及び前 三 第百五十九条から第百六十一条まで(私文書偽造 二 第百十九条 (現住建造物等浸害)の罪

により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪 項(非現住建造物等放火)の罪、これらの規定の例 第百八条(現住建造物等放火)及び第百九条第一 犯した日本国民に適用する。

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を (国民の国外沿)

> 88十一本条の例に従う罪→航空強取五、人質五、即 罪の未遂罪

項、第百六十五条第二項及び第百六十六条第二項の 造及び不正使用等)の罪並びに第百六十四条第二 び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽 八 第百六十四条から第百六十六条まで (御璽偽造及 備、未遂罪)の罪(平成一三法九七本号追加)

カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準 払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録 七 第百六十三条の二から第百六十三条の五まで(支 条(偽造有価証券行使等)の罪

六 第百六十二条(有価証券偽造等)及び第百六十三 の罪(昭和六二法五二本号改正)

第百六十一条の二(電磁的記録不正作出及び供用) 又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る 等)、第百五十八条(偽造公文書行使等)及び公務所 曹偽造等)、第百五十七条(公正証書原本不実記載 五 第百五十四条 (詔書偽造等)、第百五十五条 (公文

(国民以外の者の国外沿)

組織犯罪「二、明 20→[本条の例に従う罪→暴力一ノ二③、人質五、児童買春一〇、 (跖性二二 (跖性三)

十六、第二百五十六条第二項(盗品譲受け等)の罪 十五 第二百五十三条 (業務上横領) の罪 の課

電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪) 十四 第二百四十六条から第二百五十条まで(詐欺) の罪(昭和三五法八三本号改正)

強盗強姦及び同致死)及び第二百四十三条(未遂罪) 四十一条まで(事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、 盗、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八条から第二百 十三 第二百三十五条から第二百三十六条まで(第 十二 第二百三十条 (名誉毀損) の罪

し等、未遂罪)の罪(平成」も法六六本号改正) 人身壳買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡 代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、 年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の 十一 第二百二十四条から第二百二十八条まで (未成 条(逮捕等致死傷)の罪

十 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二十一 の罪に係る第二百十九条(遺棄等致死傷)の罪 九 第二百十八条 (保護責任者遺棄等)の罪及び同条

及び同致死傷、不同意堕胎、不同意堕胎致死傷)の 八 第二百十四条から第二百十六条まで(業務上堕胎 の罪

七 第二百四条 (傷害) 及び第二百五条 (傷害致死) 第百九十九条(殺人)の罪及びその未遂罪  $\times$ (H

第三十九章 盗品等に関する罪(二五六条・二五七条)

第三十八章

細川十九輯

第三十六章

第三十五章

網川十四草

継川十川暦

部川十川畑

第十六萬

第十五禧

第十四章

部十川連

部十二神

部十一海

九条)

(119

横領の罪(二五二条―二五五条)

詐欺及び恐喝の罪 (二四六条―二五一条)

結びび強盗の罪 (二三五条―二四五条)

名쵈に対する罪(二三○条−二三二条)

脅迫の罪 (コココ(条・ココニ)条)

信用及び業務に対する罪(ニョ三条―ニ三四条

略取、誘拐及び人身売買の罪(二二四条―二二

び第百八十四条(重婚)の罪(平成一六法一五六本号改 未遂罪)、第百八十一条(強制わいせつ等致死傷)及

第百九十七条の四まで(収賄、受託収賄及び事前収 二項(特別公務員暴行陵虐)及び第百九十七条から 三 第百九十三条 (公務員職権濫用)、第百九十五条第 二 第百五十六条 (虚偽公文書作成等) の罪

当 独

の未遂罪 第百一条(看守者等による逃走援助)の罪及びそ

犯した日本国の公務員に適用する。 第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を (公務員の国外沿)

王墓 翌→【日本国民→憲一〇、国籍【本条の例に従う罪→暴力一ノ二③、 (平成一五法一二二本条追加)

の未遂罪

死傷、強盗強姦及び同致死)の罪並びにこれらの罪 第二百四十一条まで(事後強盗、昏酔強盗、強盗教 六第二百三十六条(強盗)及び第二百三十八条から 等、未遂罪)の罪(平成一七法六六本号改正)

身壳買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し 金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人 者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代 五第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年 条(逮捕等致死傷)の罪

四第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二十一 の罪

三 第二百四条 (傷害) 及び第二百五条 (傷害致死) 二 第百九十九条 (殺人) の罪及びその未遂罪 の罪(平成一大法一五六本号改正)

未遂罪) 及び第百八十一条 (強制わいせつ等致死傷) つ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、 第百七十六条から第百七十九条まで (強制わいせ N4

対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用 第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に

> 第八章 騒乱の罪(一〇六条・一〇七条) (11

犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪(一〇三条―一〇五条の 第七萬 第六章 逃走の罪 (九七条-一〇二条) 2000年代を妨害する罪(九五条・ 九六条の六) 第五章 広路の島下が5万元の豊く山に全国交に関する罪(九○条―九四条)外患に関する罪(八一条―八九条) 第四章

第二章第二章 内乱に関する罪(七七条一八〇条) 第一章 削除【皇室に対する罪】(七三条―七六条)

第二編 罪 第十三章 即宣城をいずた、ていち、「第十三章」即量減軽(六六条・六七条)第十一章 共犯(六○条—六五条)

第十章 累犯(五六条—五九条)

併合罪 (四五条—五五条) 第九章 未遂罪 (四三条・四四条) 第八章

犯罪の不成立及び刑の滅免(三五条―四二条) 離七脚

刑の時効及び刑の消滅(三一条―三四条の二) 第六章 仮釈故(二八条―三〇条) 第五章

馬の執行猶予 (二五条一二七条の七) 第四章 期間計算(ニニ条ーニ四条) 第三章

刑 (九条一二一条) 第二種 第一章 通則 (一条—八条)

④貾沘

二三法七四、平成二五法四九・法八六 八法三大、平成一九法五四、平成二二法二六、平成成一大法二五六、平成一七法五〇・法六、平成一七法五〇・法六、平成一 |三八・弦| 五三、平成 | 五法 | 二二・法 | 三八、平 平成三法三一、平成七法九一、平成一三法九七・法 和四三法六一、昭和五五法三〇、昭和六二法五二、 昭和三五法八三、昭和三九法一二四、昭 ※10万、 四、昭和二八法一九五、昭和二九法五七、昭和三三 大正一〇法七七、昭和一大法六一、昭和二二法一二 施行明治四一・一〇・一(明治四一動一大三)

(液 図 性) 関係に関係を関係し、図・1回)

逮捕及び監禁の罪(ニニ〇条・ニニー条) 継川十|梅 遺棄の罪 (ニー七条ーニー九条) 第三十章 堕胎の罪 (ニーニ条ーニー大条) 第二十九章 過失傷害の罪 (二〇九条―二一一条) 第二十八章 傷害の罪(二〇四条―二〇八条の二) 部二十七种 殺人の罪(一九九条―二〇三条) 第二十六章 汚職の罪(一九三条―一九八条) 第二十五章 (米) 第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪(一八八条―一九二 條) 賭博及び富くじに関する罪(一八五条―一八七 部二十川樹. 冝保) ヨミン第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪(一七四条−一八第二十二章 虚偽告訴の罪(一七二条・一七三条) 第二十章 偽証の罪(一六九条―一七一条) 「二・一六八条の三) 第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪(一六八条の 第十九章 印草偽造の罪(一六四条―一六八条) 徐のニー」 大三条の五) 第十八章の二 支払用カード電磁的記録に関する罪(一六三 第十八章 有価証券偽造の罪(一六二条・一六三条) 第十七章 文書偽造の罪(一五四条―一六一条の二)

通貨偽造の罪(一四八条―一五三条)

秘密を侵す罪(一三三条―一三五条)

住居を侵す罪(一三〇条―一三二条)

第十章 出水及び水利に関する罪(一一九条―一二三条)

第九章 放火及び失火の罪(一〇八条―一一八条)

往来を妨害する罪(一二四条―一二九条)

突性がに関する罪 (一回二条-一回七条)

あへん煙に関する罪(一三六条―一四一条)

の未遂罪 四第百四十八条(通貨偽造及び行使等)の罪及びそ 課) の罪(昭和二二年一二四本号改正)

第八十七条(未遂罪)及び第八十八条(予備及び陰 三、第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外患援助)、 陰謀、内乱等幇助)の罪

二 第七十七条から第七十九条まで(内乱、予備及び 雪深(跖性)(11回)

犯したすべての者に適用する。 第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を (すべての者の国外沿)

九法五七本項改正)

罪を犯した者についても、前項と同様とする。(昭和二 ② 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において べての者に適用する。

第一条(全) この法律は、日本国内において罪を犯したす (囤石岩)

> 第二章通用

> > 刑法

ヲ廃止ス

明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之 〇・一施行―明治四一動一六三) 此法律施行ノ期日ハ勅令ラ以テ之ヲ定ム (明治四一・一 刑法別冊ノ通之ヲ定ム

ア公布セシム 肤帝国議会ノ協賛ヲ経タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之

第四十章 毀棄及び隠匿の罪(三五八条―二六四条)

選則 

### 

→二〇二【未遂→二〇三【予備・陰謀・教唆・せん動→破防三九 84【加重規定→組織犯罪三【自殺関与及び同意殺人→二○二【予備 年以上の懲役に処する。(平成一六法一五六本条改正) 第一九九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五

(数人)

#### 第二十六章 殺人の罪

| 二| 【公職者、議員秘書への利益供与→あっせん利得四二、 金商二○三③【外国公務員に対する贈賄→不正競争一八 ❸→[特別規定→会社九六七②。九六八②、破二七四、民再二六 一〇七、昭和五五法三〇、平成三法三一本条改正) 罰金に処する。(昭和一六法六一本条全部改正、昭和三三法

をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の 規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束 第一九八条 第百九十七条から第百九十七条の四までに (羅羅)

88+[汝収・追徼→刑訴四九○—四九二

六一本条道加)

ができないときは、その価額を追儺する。(昭和一六法 賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収すること 第一九七条の五 犯人又は僧を知った第三者が収受した (没収及び追御)

器→【公務員→七【国外犯→四回【特別規定→あっせん利得一. 二 七本条道加、昭和五五法三〇本条改正)

したときは、五年以下の懲役に処する。(昭和三三年一○ として、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束を せないようにあっせんをすること又はしたことの報酬 数上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさ 第一九七条の四 公務員が謂託を受け、他の公務員に職 (おっちん以際)

円以下の罰金又は科料に処する。(平成三法三一本条改

遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領 第一九一条第百八十九条の罪を犯して、死体、遺骨、

損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役

第一九〇条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を

第一八九条 墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処

役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

は禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

は百万円以下の罰金に処する。

② 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲

公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しく

第一八八条① 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、

第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪

③ 前二項に規定するもののほか、「富くじを授受した者

は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第一九二条 検視を経ないで変死者を葬った者は、十万

得した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

の「公教員・国外犯→一九七〇 (昭和一六法六一本条追加、平成一五法一三八本条改正)

器「様括→刑罰ニニカー

(遺屬発掘死存損廢等)

80+【特別規定→軽犯一円□

に処する。

p10°

(K存藏酸器)

(凝糊粱甚)

88+【特別規定→軽犯 | [[+回

(平成三法三一本条改正)

(平成三法三一本条改正)

(H

一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科科に おいて勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、 第二〇六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場に (起題以製)

間川窟

86-【特別規定→公害犯罪二②、自動車運転致死傷二。三、母体保 一大液 一 五大本条设用)

は、三年以上の有期懲役に処する。(平成七法九一、平成 第二〇五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者 (食害致好)

二、三、母体保護三四

8 → 【特別規定→軽犯 | 三十四、公害犯罪二②、自動車運転致死傷 成一六法一五六本条改正)

役又は五十万円以下の罰金に処する。(平成三法三一、平 第二〇四条 人の身体を働害した者は、十五年以下の懲 (会船)

#### 第二十七章 像害の罪

88+【朱溪→回川, 回回

第二O三条第三九十九条及び前条の罪の未遂は、罰す (米쳃畔)

88+【朱溪→1 |〇川

者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。 は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した 第二〇二条 人を数唆し若しくは幇助して自殺させ、又 (自殺関与及び同意殺人)

> 80→[加重規定→組織犯罪六 [特別規定→軽犯一目 により、その刑を免除することができる。

をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状 第二〇一条 第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備 (叱痛)

② 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することが 以下の罰金又は科料に処する。(平成三法三一本項改正) 第二〇九条① 過失により人を傷害した者は、三十万円 (過化蜜脂)

#### 第二十八章 過失傷害の罪

(图告川川祇 | 〇七杯保温官)

籔依に釣やる。

があることを知って人を集合させた者は、三年以下の ② 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備 下の罰金に処する。(平成三法三一本項改正)

知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以 において、凶器を準備して又はその準備があることを は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合 第IOへ条のII① 二人以上の者が他人の生命、身体又

# (凶器準備集合及び結集)

力一、一ノ三、三、金商一九七①国七七、一七七、一七八の二、一九五、二二三①、二三六、二三六、三三八、墨代格别規定→九五、一〇〇〇、一〇六、一〇七、一七六、一 二四、平成三法三一本条改正)

の罰金又は拘留若しくは科料に処する。(昭和二三法一 かったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下 第二〇八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らな (酸仁)

84.【共紀の函→大○

共犯の例による。

ができないときは、共同して実行した者でなくても、 とができず、又はその傷害を生じさせた者を知ること において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知るこ 第二〇七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合

# (厄居会制の私会)

11→←医費1 処する。(平成三法三一本条改正)

# (収賄、受託収賄及び事前収賄)

訴ニ六ニーニ六九 80+[像害の罪→ニ〇四.二〇五[和の雇員→一〇]付審判請求→刑 者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。 第一九六条前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた (特別公務員職権濫用等致死傷)

二六二―二六九 ◎[法令により拘禁された者→九九8 [国外犯 80→【暴行・陵辱・加虐の行為→憲三六、三八【付審判請求→刑訴 の行為をしたときも、前項と同様とする。

その拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐 ② 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者が 役又は禁錮に処する。(昭和二二法一二四本項改正) 陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲

当たり、被告人、被緊者その他の者に対して暴行又は 又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに 第一九五条○ 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者 (特別公務員縣行廢庫)

二六二—二六九。◎+[逮捕監禁→憲三三] □四、人保、二二○【付審判請求→刑訴 の懲役又は禁錮に処する。(昭和二二法一二四本条改正) 人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下 はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、 第一九四条裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又

(特別公務員職権濫用)

8→【公務員→七○【付審判請求→刑訴ニ六ニーニ六九、国外犯→四 **<u>旬</u>**长条设用)

は、二年以下の懲役又は禁錮に処する。(昭和三三法二二 ないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したとき 第一九三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務の (公務員職権強用)

第二十五章 汚職の罪

五法三〇本項改正)

約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。(昭和五 たことに関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは 務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかっ ③ 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職 したときも、前項と同様とする。

を供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束を しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれ 当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、若 ② 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相 は、一年以上の有期懲役に処する。

不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったとき**第一九七条の三**① 公務員が前二条の罪を犯し、よって (加重収賄及び事後収賄)

80+【公務員・国外沿→一九七80

|三八本条改正)

る。(昭和一大法六一本条道加、昭和五五法三〇、平成一五法 若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処す けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求 第一九七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を受

(能川地弁階)

八、破二七三、民再二六一、金商二〇三 第→【公務員→七①【国外犯→四回【特別規定→会社九六七、九六 三八本条改正)

(昭和一大法六一本条全部改正、昭和五五法三〇、平成一五法一 て、五年以下の懲役に処する。

しくは約束をしたときは、公務員となった場合におい 関し、請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若 ② 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に

ときは、七年以下の懲役に処する。 下の懲役に処する。この場合において、請託を受けた し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以 第一九七条① 公務員が、その職務に関し、賄賂を収受

刑法 (一八八条―一九七条の三) 罪 礼拝 所及び墳墓に関する罪 汚職の罪